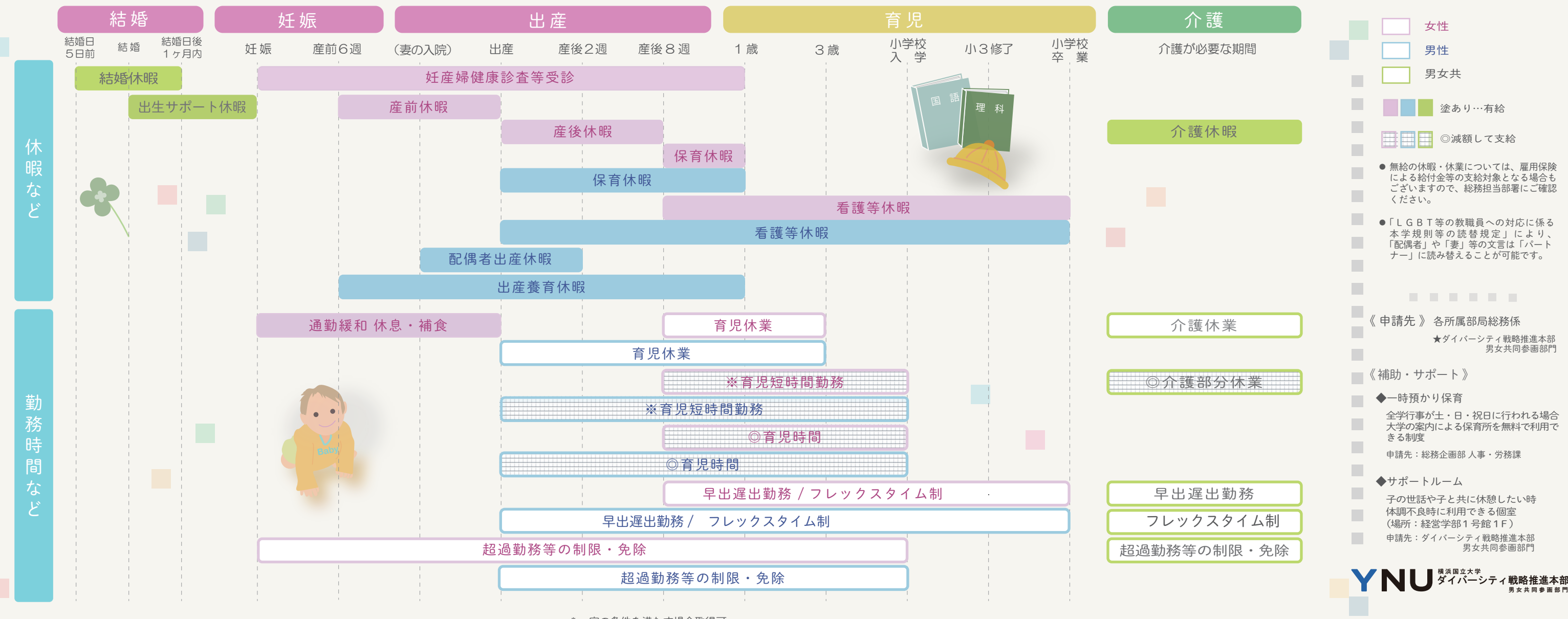


※詳細およびその他の制度は就業規則等をご覧ください。



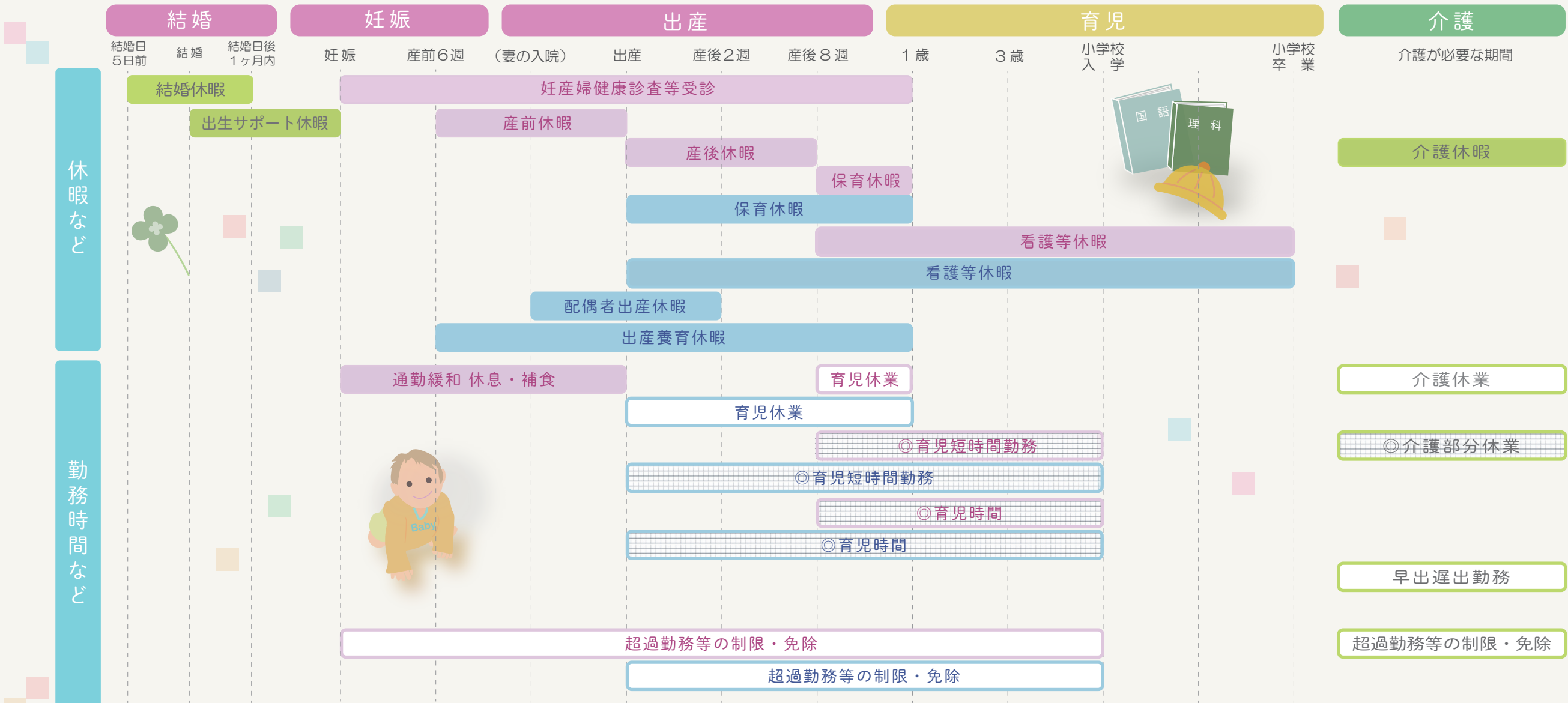
出産	制度	制度内容	期間	給与
《女性》	妊産婦健康診査等受診	保健指導または健康診査を受診するため勤務しないことを承認する制度	妊娠～1歳	有給
	産前休暇	分娩予定日より6週間（多胎の場合14週間）前から出産の日まで取得できる休暇	分娩予定日より6週間前～出産日	有給
	産後休暇	出産翌日から8週間まで取得できる休暇（産後6週間は就業禁止）	出産翌日～8週間まで	有給
	通勤緩和、休息・補食	妊娠中の母体または胎児の健康維持のため、必要と認められる時間に勤務しないことを承認する制度	妊娠～出産（1日を通じて1時間を超えない範囲）	有給
	* 超過勤務等の制限・免除	妊産婦の期間中、妊娠、出産等に有害な業務、超過勤務、休日及び深夜勤務を制限・免除される制度	妊娠～小学校入学まで	—
《男性》	配偶者出産休暇	妻の出産に伴う入退院の付き添い等の場合に取得できる休暇	妻の入院日～産後2週間まで（2日の範囲内）	有給
	出産養育休暇	妻の出産予定日6週間前から子が1歳に達するまでの期間中に当該出産に係る子または小学校就学前の子の養育をする場合に取得できる休暇	妻の出産予定日6週間前～子が1歳に達するまで（5日の範囲内）	有給

介護	制度	制度内容	期間	給与
《女性・男性共》	介護休暇	2週間以上、常時介護が必要な家族を介護する場合に取得できる休暇	介護が必要な期間中（年間8日、対象家族が2人以上の場合は10日）	有給
	* 介護休業	2週間以上、常時介護が必要な家族を介護する場合、のべ186日以内で3回まで休業することができる制度	介護が必要な期間中、のべ186日以内	無給
	* 介護部分休業	2週間以上、常時介護が必要な家族を介護する場合、始業または終業まで連続した1日4時間以内で勤務しないことができる制度	介護が必要な期間中、連続する3年の期間内	◎
	早出遅出勤務	2週間以上、常時介護が必要な家族を介護する場合、始業および就業時刻、休憩時間を変更することができる制度	介護が必要な期間	—
	* 超過勤務等の制限・免除	2週間以上、常時介護が必要な家族を介護する場合、超過勤務、休日及び深夜勤務を制限・免除される制度	介護が必要な期間	—
	フレックスタイム制	2週間以上、常時介護が必要な家族を介護する場合、所定労働時間の範囲内で、自主的に始業及び終業時刻を決定できる制度	介護が必要な期間	—

育児	制度	制度内容	期間	給与
《女性・男性共》	保育休暇	1歳未満の子に授乳等を行うときに取得できる休暇	産後休暇後～1歳未満まで（1日2回、各30分以内）	有給
	看護等休暇	小学校就学の終期に達するまでの子について負傷や病気の看護、予防接種や健康診断を受けさせる場合、学級閉鎖、入園（入学）式、卒園（卒業）式参加に取得できる休暇	産後休暇後～小学校卒業まで（年間8日、子が2人以上の場合10日）	有給
	* 育児休業	3歳に満たない子供を養育するため休業することができる制度	産後休暇後～3歳（子の3歳の誕生日の前日まで）	無給
	* 育児短時間勤務	小学校就学前の子を養育している場合、定められた範囲において希望する勤務形態（時間短縮）により勤務することができる制度	産後休暇後～小学校入学まで	◎
	* 育児時間	小学校就学前の子を養育している場合、勤務時間の前後において1日2時間以内で勤務しないことができる制度	産後休暇後～小学校入学まで（1日2時間以内）	◎
	早出遅出勤務	小学校就学の終期に達するまでの子を養育する場合、始業及び終業時刻、休憩時間を変更することができる制度	産後休暇後～小学校卒業まで	—
	* 超過勤務等の制限・免除	小学校就学前の子を養育する場合、超過勤務、休日及び深夜勤務を制限・免除される制度	妊娠～小学校入学まで	—
	フレックスタイム制	小学校就学の終期に達するまでの子を養育する場合、所定労働時間の範囲内で、自主的に始業及び終業時刻を決定できる制度	産後休暇後～小学校卒業まで	—

その他	制度	制度内容	期間	給与
《女性 男性共》	出生サポート休暇	不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合に取得できる休暇	（年10日まで）	有給
	結婚休暇	結婚式、旅行その他の結婚にともない必要と認められる行事等のため勤務しないことを承認する制度	連続する5日の範囲内（結婚5日前～結婚後1ヶ月以内）	有給
	* 病気休暇	負傷または疾病のため療養する必要がある場合に勤務しないことを承認する制度	1日、時間単位で使用可（連続90日まで取得可）	有給
	★ベビーシッター割引券	利用者及び配偶者の就労時に家庭内育児等のためベビーシッター（登録事業者に限る）を利用する際に使用できる割引券	0歳児～小学3年生まで	—
	★研究支援員の配置（教員のみ）	妊娠、育児、介護、看護により研究時間を確保できない場合、大学院生などの支援員を配置できる制度	（一定の条件、審査あり）	—

※詳細およびその他の制度は就業規則等をご覧ください。



- 女性
- 男性
- 男女共
- 塗あり…有給
- ◎減額して支給
- 無給の休暇・休業については、雇用保険による給付金等の支給対象となる場合もございますので、総務担当部署にご確認ください。
- 「L G B T等の教職員への対応に係る本学規則等の読替規定」により、「配偶者」や「妻」等の文言は「パートナー」に読み替えることが可能です。
- 《申請先》 各所属部局総務係
★ダイバーシティ戦略推進本部
男女共同参画部門
- 《補助・サポート》
 - ◆一時預かり保育
全学行事が土・日・祝日に行われる場合大学の案内による保育所を無料で利用できる制度
申請先：総務企画部 人事・労務課
 - ◆サポートルーム
子の世話や子と共に休憩したい時体調不良時に利用できる個室（場所：経営学部1号館1F）
申請先：ダイバーシティ戦略推進本部
男女共同参画部門

出産	制度	制度内容	期間	給与
《女性》	妊産婦健康診査等受診	保健指導または健康診査を受診するため勤務しないことを承認する制度	妊娠～1歳	有給
	産前休暇	分娩予定日より6週間（多胎の場合14週間）前から出産の日まで取得できる休暇	分娩予定日より6週間前～出産日	有給
	産後休暇	出産翌日から8週間まで取得できる休暇（産後6週間は就業禁止）	出産翌日～8週間まで	有給
	通勤緩和、休息・補食	妊娠中の母体または胎児の健康維持のため、必要と認められる時間に勤務しないことを承認する制度	妊娠～出産（1日を通じて1時間を超えない範囲）	有給
	* 超過勤務等の制限・免除	妊産婦の期間中、妊娠、出産等に有害な業務、超過勤務、休日及び深夜勤務を制限・免除される制度	妊娠～小学校入学まで	—
《男性》	配偶者出産休暇	妻の出産に伴う入院退院の付き添い等の場合に取得できる休暇	妻の入院日～産後2週間まで（2日の範囲内）	有給
	出産養育休暇	妻の出産予定日6週間前から子が1歳に達するまでの期間中に当該出産に係る子または小学校就学前の子の養育をする場合に取得できる休暇	妻の出産予定日6週間前～子が1歳に達するまで（5日の範囲内）	有給

* 一定の条件を満たす場合取得可

育児	制度	制度内容	期間	給与
《女性・男性共》	* 保育休暇	1歳未満の子に授乳等を行うときに取得できる休暇	産後休暇後～1歳未満まで（1日2回、各30分以内）	有給
	* 看護等休暇	小学校就学の終期に達するまでの子について負傷や病気の看護、予防接種や健康診断を受けさせる場合、学級閉鎖、入園（入学）式、卒園（卒業）式参加に取得できる休暇	産後休暇後～小学校卒業まで（年間8日、子が2人以上の場合10日）	有給
	* 育児休業	1歳に満たない子供を養育するため休業することができる制度（特定の要件を満たす場合、2歳の誕生日の前日まで）	産後休暇後～1歳（子の1歳の誕生日の前日まで）	無給
	* 育児短時間勤務	小学校就学前の子を養育するため、1日の勤務時間を6時間とすることができる制度	産後休暇後～小学校入学まで	◎
	* 育児時間	小学校就学前の子を養育している場合、勤務時間の前後において1日2時間以内で勤務しないことができる制度	産後休暇後～小学校入学まで（1日2時間以内）	◎
	* 超過勤務等の制限・免除	小学校就学前の子を養育する場合、超過勤務、休日及び深夜勤務を制限・免除される制度	妊娠～小学校入学まで	—

男性の場合、期間は配偶者の出産後からとなる

介護	制度	制度内容	期間	給与
《女性・男性共》	* 介護休暇	2週間以上、常時介護が必要な家族を介護する場合に取得できる休暇	介護が必要な期間中（年間8日、対象家族が2人以上の場合は10日）	有給
	* 介護休業	2週間以上、常時介護が必要な家族を介護する場合、のべ93日以内で3回まで休業することができる制度	介護が必要な期間中、のべ93日以内	無給
	* 介護部分休業	2週間以上、常時介護が必要な家族を介護する場合、所定勤務時間から4時間を減じた時間を超えない範囲で勤務しないことができる制度	介護が必要な期間中、連続する3年の期間内	◎
	早出遅出勤務	2週間以上、常時介護が必要な家族を介護する場合、始業および就業時刻、休憩時間を変更することができる制度	介護が必要な期間	—
	* 超過勤務等の制限・免除	2週間以上、常時介護が必要な家族を介護する場合、超過勤務、休日及び深夜勤務を制限・免除される制度	介護が必要な期間	—

その他	制度	制度内容	期間	給与
《女性 男性共》	* 出生サポート休暇	不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合に取得できる休暇	年間10日の範囲内	有給
	結婚休暇	結婚式、旅行その他の結婚にともない必要と認められる行事等のため勤務しないことを承認する制度	連続する5日の範囲内（結婚5日前～結婚後1ヶ月以内）	有給
	* 病気休暇	負傷または疾病のため療養する必要がある場合に勤務しないことを承認する制度	年間10日の範囲内（所定労働日数により、付与日数が異なる）	有給
	★ベビーシッター割引券	利用者及び配偶者の就労時に家庭内育児等のためベビーシッター（登録事業者に限る）を利用する際に使用できる割引券	0歳児～小学3年生まで	—